

契約書 別記1
 契約書 福祉用具及びサービス利用料金兼重要事項説明書
 ※契約書福祉用具、及びサービス利用料金は次の通りです
 様

20 / /

商 品 名	TAISコード	数量	月額 レンタル 料	平均価格	上限価格	利用者負担金 (1割)
合 計			0	0	0	0

- 1、介護保険外のサービスとなる場合、又はサービス利用料金の一部が制度上の支給限度額を超える場合は全額自己負担となります。(居宅サービス計画書を作成する際、介護支援専門員にご相談ください)
- 2、居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用料の全額(10割)をお支払いいただき、その後市町村・東京23区に対して領収書を添付して保険給付分(9割)を請求し還付を受けることになります。
- 3、次の場合にはお客様にご了解の上、搬入・搬出にかかった費用を別途お支払いいただきます。
 - ◎搬入・搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合
 - ◎通常サービス地域として登録した地域外の搬出入業務
 - ◎契約期間中にお客様の転居等によりレンタル商品の移動を行う場合
- 4、レンタルは1ヶ月単位ですが、開始月と終了月の利用料は、次の通りとなります。
 - ①レンタル開始月の利用料
 - ☆契約日とその月の15日以前:1ヶ月分の全額
 - ☆契約日とその月の16日以降:1ヶ月分の1/2の全額
 - ②レンタル終了月の利用料
 - ☆解約日とその月の15日以前:1ヶ月分の1/2の額
 - ☆解約日とその月の16日以降:1ヶ月分の全額
 - ③但し、レンタル開始月と終了が同じ月内で行われた場合の利用料は、1ヶ月分全額となります。

別記2
 2ヶ月目以降の利用料のお支払いは、次の方法でお支払いいただきます。
 ①口座引き落とし ②各種振込み ③集金に伺う